



# 鳥取県公報

平成28年3月31日（木）  
号外第40号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則  
(40) (参画協働課) . . . . . 3
- ◇ 告 示 建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等 (219) (住まいまちづくり課) . . . . 4

=====公布された規則のあらまし=====

◇とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則中引用する鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

# 規 則

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第40号

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則（平成10年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
とっとり県民の日条例（平成10年鳥取県条例第13号）第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。 （1）～（4） 略 （5） 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号） <u>第9条</u> の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの ア・イ 略 （6）・（7） 略	とっとり県民の日条例（平成10年鳥取県条例第13号）第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。 （1）～（4） 略 （5） 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号） <u>第10条</u> の規定に基づく使用料のうち、次に掲げるもの ア・イ 略 （6）・（7） 略

### 附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

# 告 示

## 鳥取県告示第219号

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第21条の2ただし書、第22条第2項、第25条並びに別表第7第5項第8号ただし書、第5項第8号イ及び第6項並びに別表第8第2項第2号ただし書、第3項第5号ただし書、第4項第4号ただし書、第5項第9号及び第6項第2号の規定に基づき、建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等を次のとおり定め、平成28年4月1日から施行する。

平成20年鳥取県告示第648号（建築物移動等円滑化基準の不適用認定に係る大規模な改修等について）は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第21条の2ただし書	聴覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	次に掲げる条件に適合する場合 (1) 当該特別特定建築物の利用居室数が1であるもの (2) 利用居室から直接屋外へ歩行距離8メートル（当該利用居室の内装の仕上げを難燃材料とした場合は、16メートル）以下で出られること
第22条第2項	知事が定める大規模な改修	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの (2) 防火又は避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの (3) 敷地の拡張が必要となるもの
第25条第1項	車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用客席」という。）の構造	次の構造 (1) 車いす使用者利用部分の数は、客席の数が100以下の場合には1以上、100を超え400以下の場合には2以上、400を超え2,000以下の場合には席の数の200分の1を乗じて得た数以上、2,000を超える場合は10以上とし、車いす使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置に分散して配置すること (2) 同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席等を確保すること (3) 車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路のうち1以上の通路の幅は、内法を120センチメートル以上とし、区画50メートル以内ごとに140センチメートル角以上の転回スペースを設けること (4) 車いす使用者利用部分に通ずる客席等の通路に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること ア 傾斜路の幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併用するものにあつては90センチメートル以上とする イ 傾斜路の勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1を超えないこと ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること
別表第7第5項第8号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設（以下「駐車施設」という。）に設けるものである場合
別表第7第5項第8号イ	知事が定める方法	次のいずれかの方法 (1) 文字等の浮き彫り

		(2) 音による案内 (3) 点字及び前 2 号に掲げるものに類する方法
別表第 7 第 6 項	知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	次のいずれかの昇降機 (1) 昇降行程が 4 メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターであって、かごの定格速度が毎分 15 メートル以下で、その床面積が 2.25 平方メートル以下のもの (2) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合には 2 枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターであって、運転時における階段の定格速度が毎分 30 メートル以下で、2 枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの
別表第 7 第 6 項	車いす使用者が円滑に利用できるものとして知事が定める構造	次のいずれかの構造 (1) エレベーターにあつては、次に掲げる条件に適合する構造 ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1413 号）第 1 第 7 号に定める構造であること。 イ かごの幅が 70 センチメートル以上、奥行きが 120 センチメートル以上であること。 ウ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。 (2) エスカレーターにあつては、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件（平成 12 年建設省告示第 1417 号）第 1 第 3 号に定める構造
別表第 8 第 2 項第 2 号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	廊下等が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (2) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (3) 駐車施設に設けるもの
別表第 8 第 3 項第 5 号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 駐車施設に設けるもの (2) 段がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第 8 第 4 項第 4 号ただし書	視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合	踊場の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合 (1) 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (2) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの (3) 駐車施設に設けるもの (4) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの
別表第 8 第 5 項第 9 号	知事が定める方法	次のいずれかの方法 (1) 文字等の浮き彫り (2) 音による案内 (3) 点字及び前 2 号に掲げる方法に類する方法
別表第 8 第 6 項第	視覚障害者の利用上	次の各号のいずれかに該当する部分

2 号	支障がないものとして知事が定める部分	(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分 (3) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける部分
-----	--------------------	---